

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォーム設置要領

(設置)

第1条 小山市のゼロカーボンシティ及び我が国全体の脱炭素社会の実現を目指し、エネルギーの地産地消の推進及び再生可能エネルギーの導入拡大並びに小山市の地域特性を踏まえた地域脱炭素に向けた取組を共に考え、共に創り上げていくとともに、生物多様性の恵みを意識した暮らしのあり方を見直し、生物多様性の恵みを活かした産業を振興するなど、生物多様性の視点を導入した経済・社会のしくみづくりのため、地元企業や団体、地元金融機関、行政など多様な主体が連携・協働する場や、中心となって推進する地域基盤として小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(取組内容)

第2条 プラットフォームは、設置の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) ゼロカーボン・ネイチャーポジティブの推進に関する情報交換・連携に関すること。
- (2) 地域事業者主体による再生可能エネルギーなどの地域資源活用の仕組みづくりに関すること。
- (3) 生物多様性の活動を広め、行動変容につなげる取組に関すること。
- (4) その他、ゼロカーボン・ネイチャーポジティブを推進するために必要な取組に関すること。

(構成)

第3条 プラットフォームは、設置の目的に賛同する企業及び団体等（以下「会員」という。）をもって構成する。

(代表)

第4条 プラットフォームに会長1名を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、プラットフォームを代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 プラットフォームの会議は、会長が招集し開催する。

(運営委員会)

第6条 プラットフォームは、地域のゼロカーボン・ネイチャーポジティブに関する事業を円滑に実施するため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、会員のうち事業の推進に必要な事務、調査等に協力する企業及び団体等の中から会長が指名する。

(プロジェクトチーム)

第7条 運営委員会は、事業を専門的に実施し必要な取組を検討、推進するため、プロジェクトチームを設置することができる。

2 会員は、プロジェクトチームの設置を提案できる。

3 プロジェクトチームは、その目的に賛同する会員で構成する。

(オブザーバー)

第8条 国、地方公共団体、市議会等であって、会長が適当と認める者は、オブザーバーとしてプラットフォームの会議、運営委員会及びプロジェクトチームに参加し、意見を述べることができる。

(アドバイザー)

第9条 プラットフォームは、専門分野における技術的助言等を求めるため、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第10条 プラットフォームの事務局は、小山市総合政策部ゼロカーボン推進課に置く。

2 プロジェクトチームの事務は、プロジェクトチーム内の会員と事務局が連携して行う。

(入退会)

第11条 プラットフォームに入会しようとする者は、入会申請書(別記様式第1)を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の申請があったときには、内容の確認を行い、入会の可否を決定する。
- 3 会員は、登録情報に変更が生じたときには、速やかに事務局に報告しなければならない。
- 4 会員がプラットフォームを退会しようとするときは、退会届出書(別記様式第2)を事務局に届け出るものとする。
- 5 会長は、プラットフォームに入会しようとする者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、入会申込書を受理しないものとする。また、会員が次のいずれかに該当すると認められる場合は、会長は当該会員を退会させることができる。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である場合
 - (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者である場合
 - (4) 法人の役員等に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合
 - (5) 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人である場合
 - (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会員として適当でないと認められる場合

(秘密保持)

第12条 プラットフォームの活動において知り得た他の会員の情報、秘密等については、プラットフォームへの在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(活動報告)

第 1 3 条 会員が外部にプラットフォームの活動を報告する場合は、事前に報告内容に関するすべての当事者の承諾を受けなければならない。ただし、プラットフォームが活動の PR 及び広く活動を公表する場合は、この限りではない。

(要領の制定改廃)

第 1 4 条 この要領の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は、会員に周知する。

(その他)

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から実施する。

別記様式第 1 （第 1 1 条関係）

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進

プラットフォーム入会申請書

年 月 日

（宛先）小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進

プラットフォーム会長

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォームの
取組の趣旨に賛同し、次のとおり入会を申し込みます。

申 請 者	（フリガナ） 名称	
	（フリガナ） 代表者氏名	
	所在地	〒
	連絡先	部署名： 担当者氏名： 電話番号： F A X 番号： 電子メールアドレス：
	事業内容	

申請者様

年 月 日

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォームの
入会について承認します。

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推
進プラットフォーム会長

別記様式第2（第11条関係）

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進

プラットフォーム退会届出書

年 月 日

（宛先）小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進

プラットフォーム会長

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォームの
退会を届け出ます。

届 出 者	(フリガナ) 名称	
	(フリガナ) 代表者氏名	
	所在地	〒
	連絡先	部署名： 担当者氏名： 電話番号： FAX番号： 電子メールアドレス：